平成３０年度大阪府障がい者施策推進協議会

手話言語条例評価部会　議事録

日時：平成３０年１２月４日（火）　午後２時から午後４時まで

場所：大阪府庁新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース１

出席委員（５０音順・敬称略）〇部会長

嵐谷　安雄　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　評議員

井澤　昭夫　　　一般社団法人　全国手話通訳問題研究会　大阪支部長

泉元　喜則　　　忠岡町　健康福祉部　いきがい支援課長

大竹　浩司　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

尾中　友哉　　　株式会社サイレントボイス　代表取締役

○河﨑　佳子　　　国立大学法人　神戸大学大学院　人間発達環境学研究科　教授

愼　　英弘　　　四天王寺大学　名誉教授

長谷川芳弘　　　一般財団法人　全日本ろうあ連盟　副理事長

山本　正幸　　　元　大阪府立堺聴覚支援学校　校長

**議題１について**

【これまでの取り組み状況について】

〇事務局

　資料に基づき説明

〇委員

・「聴覚に障がいのある者の手話言語力が評価される社会に向けて」について、言語力の評

価の基準が不明確。

・「こめっこ等研究事業」と「こめっこ事業」について、研究の主体は大阪府で、こめっこは大阪聴力障害者協会であるため、関係性が分かりにくい。

・「講師要件の明確化」について、もともとこの部会は、手話通訳制度そのものについては、基本的に議論しないという前提で始まったものと認識しており、整合性がとれていないのではないか（講師要件を明確化することや、中身については賛成）。

〇事務局

・「聴覚に障がいのある者の手話言語力が評価される社会ではない」という前提での取り組みであり、その一例として、「講師要件の明確化」を挙げている。今後、聴覚に障がいのある方たちが多く担っている講師の要件を明確化することで、大阪府として登録するという形で、公的に承認するという形をもって「評価される社会」に向けての第一歩としていきたい。

・講師について、この部会で取り上げることの整合性については、あくまで意思疎通支援部会での議論課程を関連する取り組みとして報告しているのであって、整合性が取れていないということはない。

・こめっこ自体が大阪府と大阪聴力障がい者協会の協定に基づく事業。内容の企画立案はこの部会で議論し、河崎部会長の京都での経験等をもとに運営している。河崎部会長、大阪府、大聴協の連携の中で、こめっこの研究についても、大阪府が研究主体となって進めている。

〇委員

・「講師の要件」について、要約筆記や盲ろうの通訳・介助者についてはどうなのか。

〇事務局

・他の意思疎通支援の分野についても同じように進めている。その中でも、手話については、養成講座が３か年にわたるとともに、受講要件も他の意思疎通支援に比べて厳しく、また登録試験の合格率も他の分野と比べて、非常に低いことから、喫緊の課題となっている。そのため、まず手話について整理を進めている。

〇委員

・「講師要件の明確化」について、手話言語条例の第３条「聴覚障がい者及び家族への手話習得機会の確保」、４条・５条では、「学校や事業者の手話習得機会の確保」を言っている。

手話通訳者養成講座だけではなく、それらを行う講師についても同様に考えるべきではないか。

〇事務局

・幅広く、学校等において手話を教える資格等については、国における法制度の改正も待たれるところ。

・これまでも国家要望という形で学習指導要領や児童福祉法の改正について国に対して提案を行ってきている。

・ただ提案を行うだけでなく、そうした社会の実現に向けて取り組み、具体的な議論を行っていきたい。そのためにまずは、代表的な取り組みとしてご説明させていただいている。

〇委員

・法に基づく資格ではなく、大阪府独自の登録制度はどうか。

〇事務局

・手話通訳者養成講座の講師だけでなく、それ以外の、例えば公的機関や民間会社等における講師についても検討を進めていきたい。

【聴覚障がい児の言語としての手話獲得支援に係る高度な専門性の確保」について】

〇事務局

　資料に基づき説明

〇委員

・全体的なスタッフであるとか、専門性については疑いの余地はないと認識しているが、こめっこ事業そのものは恒常的な施設ではなく、年間回数が限られている事業であるため、言語習得の過程について、なかなか整理できていないのではないか。

・言語的な観点から整理して、今後システム化するような専門家（言語教育に係る学識者等）が本来入るべき。

〇事務局

・委員ご指摘のとおり、言語の獲得支援なので、それがしっかりなされているかの観点は非常に重要なポイントと考えている。言語面の専門家としては、発達支援の専門家であり、こめっこの提唱者である河崎部会長に入っていただいており、先ほど説明させていただいたとおり、言語教育に係る学識者から「綿密で周到に準備された教育プログラムと有能で訓練されたスタッフ、そして皆さんの熱意と愛情で、本当に素晴らしい場が創られている。」と絶大な評価を寄せられており、府としては、言語面でのスタッフの確保については現状で問題ないと考えている。今後もしも具体的な課題が生じた場合は、ご指摘の点も踏まえて対応していく。

〇委員

・こめっこの将来の姿を模索するためのタスクフォースの結成という提案だと思うが、現在、府ではぴょんぴょん教室、ゆうなぎ園における難聴児支援事業、聴覚支援学校におけるセンター的役割としての難聴乳幼児相談が公的になされていると思う。

・今後、府で考えていくのは、手話言語獲得に特化した事業なのか、児童福祉関連法律等に基づく公的な聴覚障がい児のいわゆる「児童発達支援センター」としての機能なのか。

〇事務局

・もともとこめっこそのものについては、ぴょんぴょん教室、ゆうなぎ園、さらに三か所で行われている早期相談支援が現状やっていることをベースとして、相互連携を図りながら、相乗効果を生み出すものとして、ネットワーク会議を設置しながら進めているもの。

・こめっこ自体が単体で法の指定を受けることを考えていない。

・ただ、２０２０年度からは、府立の視聴覚障がい者情報提供施設の機能として位置付けられるため、事業としては第２種社会福祉事業（特に相談支援機能）の主な１つの要素となる。

〇委員

・資料に「関連施策へのさらなるニーズの高まり」とあるが、どんなニーズがあるのか。

・「タスクフォース」とはどういう意味か。

〇事務局

・ニーズについて、こめっこの関連施策が幅広く増えてきたので、対応する方々も自然に増えてきている。特に出生後まもなく子どもの聴覚に障がいのあることが分かった保護者への相談支援については、府内の発達障がい児支援センター等と連携した相談支援体制、府内の市町村の保健センターの保健師などから、こういった相談支援体制があるとの情報提供があり、相談件数が増えている。今後、こういった相談支援体制があることが浸透し、施策ニーズはさらに高まるものと考えている。

・「専門家会議」や「専門委員会」という呼び方はなじまないので、仮称として、「タスクフォース」とさせていただいた。

【乳幼児期手話獲得ネットワークの本格的運用について】

〇事務局

　資料に基づき説明

〇委員

・過去に追加申請の実績はあるのか。

・資料に「基準をクリアする関係機関」とあるが、どういった機関を想定しているのか。

〇事務局

・申し出の実績はある。具体的にどこというのは、その事業所の了承があるわけではないので、名称等は差し控えさせていただく。こめっこの視察に来て、ネットワーク参加の申し出をいただいている。

・具体的な機関としては、聴覚に障がいのある子ども達を対象としている放課後デイサービスを実施している事業者等が考えられる。

〇委員

・基準の改正については、どういう機関が参画するのか、改正後の方が分かりやすく、賛成。

・機関としては、例えば児童発達支援センターや教育関係機関、医療関係機関、研究機関がその対象になるのでは。

〇事務局

・委員の意見を踏まえて、「福祉サービスを常時提供する者又は・・・」の部分を、「福祉サービスその他のもの・・・」にした方が、医療関係機関や教育関係機関が含まれると思われるため、そのように改正する。

〇委員

・乳幼児を主な対象とするということは、補聴器や人工内耳も福祉サービスとして含むということなのか。

〇事務局

・聴覚に障がいのある乳幼児を対象とした福祉サービス一般には、市町村の実施する日常生活用具の貸付け等のほか、民間事業者等の実施する事業所に通うことによって支援を受けるサービスも含まれている（児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後デイサービス等）。

・ここでいう福祉サービスは、日常生活用具の貸付けではなく、民間事業者等の事業所に通うサービスを想定している。

〇委員

・放課後デイサービスは、乳幼児が対象ではないのではないか。乳幼児に対する施設はあるのか。

〇事務局

・児童発達支援センターや児童発達支援事業所があり、こめっこについても未就学児が主な対象であるが、厳格に、対象年齢を年齢を０～６歳に制限する必要はないと考えている。

【その他】

○委員

・日程調整に際して他の委員の状況はどうかと予め事務局に確認した際に、他の委員は全員出席可能との回答であった。本日、欠席の委員がいて、事実と異なる。このような会議は信頼関係で成り立っている。今後このようなことないようにお願いしたい。

○事務局

・そもそもそのような事実はなく、事務局員もまた、そのような説明を行っていないが、そのように受け止められるように至ってしまっている点については、説明の仕方に不備があったのだとすれば、お詫びすべきものであるが、ご指摘のような事実はない。結果として、不快な思いをされていることに関してはお詫びさせていただく。

以上